

交通政策基本計画の概要

※海事局関係施策の記載状況

【本計画が対応すべき社会・経済の動き】

- (1)人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生 (2)グローバル化の進展 (3)巨大災害の切迫、インフラの老朽化
(4)地球環境問題 (5)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展 (6)東日本大震災からの復興 (7)2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

基本的方針

A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

- 【日常生活の交通手段確保】(16条)
【高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動】(17条)
【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(18条)
【まちづくりの観点からの施策推進】(25条)

基本法上の国の施策

施策の目標

- ①自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する
→公有民営、デマンド交通など、多様な手法や交通手段の活用
→過疎地、離島の生活交通ネットワークの確保・維持
→中長期的なサービス提供の維持のための旅客船事業の基盤強化策の検討
- ②地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする
→海陸連結型バス交通システム(バスフロート船)の開発
- ③バリアフリーをより一層身近なものにする
→旅客船と旅客船ターミナルについて、2011年改訂の基本方針に定められている目標の着実な実現
- ④旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる

B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

- 【産業・観光等の国際競争力強化】(19条)
【地域の活力の向上】(20条)
【観光立国の観点からの施策推進】(26条)
【国際連携確保・国際協力】(30条)

- ①我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する
→北米からのシエルガス、豪州からの水素等の輸送に対応するため、技術開発や専用船の建造を推進
→拡張されるパナマ運河、北極海航路等の通航・航行要件や料金改訂手続の透明化等の課題の解決
→安定的な国際海上輸送の確保のため、日本商船隊の競争基盤強化のための方策の検討
- ②地域間のヒト・モノの流動を拡大する
→内航海運事業者のさらなる基盤強化の検討
- ③訪日外客2000万人の高みに向け、観光施策と連携した取組を強める
→水上バスをはじめ観光用の河川舟運など、交通そのものを観光資源とする取組の促進方策の検討
→「日ASEANクルーズ振興プロジェクト」に基づく外国クルーズ船の誘致方策の検討
- ④我が国の技術とノウハウを活かした交通インフラ・サービスをグローバルに展開する
→海洋開発市場への進出促進のための開発支援
→マ・シ海峡等の海上輸送の安全確保への積極的な参画

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

- 【運輸事業等の健全な発展】(21条)
【大規模災害時の機能低下抑制、迅速な回復】(22条)
【環境負荷の低減】(23条)

- ①大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする
→旅客船ターミナルにおける避難誘導のための適切な情報発信、避難や緊急輸送のための船舶の活用
→津波救命艇の普及
- ②交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する
→事業者に対する監査の充実
- ③交通を担う人材を確保し、育てる
→船員等の確保や労働条件・職場環境の改善
→若年層、女性、高齢者の活用方策の検討、造船等の技術の維持・継承方策の検討
→海洋開発人材の育成の方策の検討
- ④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める
→船舶バラスト水規制管理条約の早期発効、バラスト水管理の円滑な実施
→天然ガス燃料船、水素燃料電池船の導入・普及に向けた取組
→さらなるモーダルシフト、輸送の省エネ化の検討

基本法上の国の施策

- 【関係者の責務・連携】(8~12, 27条)
【総合的な交通体系の整備】(24条)
【調査・研究】(28条)
【技術の開発及び普及】(29条)
【国民の立場に立った施策】(31条)

施策の推進に当たって特に留意すべき事項

- ①適切な「見える化」やフォローアップを行いつつ、国民・利用者の視点に立って交通に関する施策を講ずる
- ②国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する
- ③ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める
- ④2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた取組を進める